

## 低炭素建築物新築等計画認定に係る要綱

平成25年4月1日 告示第 90号

(趣旨)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)に基づき市長が行う低炭素化のための建築物の新築等に関する計画の認定及び変更の認定に係る事務については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(事前審査に係る書類の添付)

第2条 法第53条第1項の規定による認定申請を行う者(以下「認定申請者」という。)は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(申請に係る建築物が人の居住の用以外の用に供する部分を有する場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。)から交付された当該低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価された旨の書類(次項において「適合証」という。)を認定申請書に添付することができる。

2 市長は、適合証が添付された認定申請書を審査する場合は、法第54条第1項第1号及び第3号に定める基準に関する審査を省略することができる。

3 前2項の規定は、法第55条第1項の規定による変更申請について準用する。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請者は、その申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請書取下げ届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(低炭素化のための建築物の新築等の中止に係る届出)

第4条 法第54条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)に着手する前にこれを中止したときは、認定低炭素建築物新築等中止届(様式第2号)に省令第43条第1項の通知を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第55条第1項の規定による変更申請について準用する。

(建築物の譲渡等の届出)

第5条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素化のための建築物を他人に譲渡した場合又は当該低炭素化のための建築物の名義を変更した場合は、認定低炭素建築物等譲渡(名義変更)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、認定建築主からの譲受人又は後名義人が行うこともできる。  
(軽微な変更の届出)

第6条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画について法第55条第1項に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素化のための建築物の工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第5号)に建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し(建築確認が不要な工事の場合は、計画に従って当該工事が行われたことを建築士が確認した内容の書類)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、市長より法第56条に基づく報告を求められたときは、認定低炭素建築物状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

低炭素建築物新築等認定申請書取下げ届

年 月 日

鶴岡市長 様

認定申請を行った者の住所又は所在地  
認定申請を行った者の氏名  
又は名称及び代表者の氏名

先に申請した低炭素建築物新築等計画について、申請を取り下げるので届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物新築等計画に係る敷地の位置

様式第2号

認定低炭素建築物新築等中止届

年 月 日

鶴岡市長 様

認定建築主の住所又は所在地

認定建築主の氏名

又は名称及び代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等を中止するので届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

様式第3号

認定低炭素建築物等譲渡（名義変更）届

年 月 日

鶴岡市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物について、下記のとおり譲渡（譲受・名義変更）  
しましたので届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 申請時における認定計画実施者の氏名 （変更前）  
（変更後）

様式第4号

認定低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更届

年 月 日

鶴岡市長 様

認定建築主の住所又は所在地

認定建築主の氏名

又は名称及び代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画について、下記のとおり計画を変更しましたので届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 計画変更の内容

変更項目	変更前	変更後

注) 必要に応じて行を追加すること。

様式第5号

工事完了報告書

年 月 日

鶴岡市長 様

認定建築主の住所又は所在地  
認定建築主の氏名  
又は名称及び代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の工事が完了したので報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
( 級 ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
名称  
所在地  
( 級 ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
住所  
氏名 印

注) 建築基準法による検査済証の写し( 建築確認が不要な工事の場合は、計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した内容の書類( 工事監理報告書の写し ) ) を添付すること。

様式第 6 号

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

鶴岡市長 様

認定建築主の住所又は所在地  
認定建築主の氏名  
又は名称及び代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 6 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告内容

報告を求められた事項	報告内容